

教会長のお与え

宗教法人に関する様々な問題が生じている昨今、教会は教会規則に則って、透明性をもって適切に運営されることがますます求められています。宗教法人が本来の活動を行う限りでは法人税は課されないの、様々な法人事務の中でも税務に関しては疎かになってしまいがちですが、税務事務を全くやらなくてもいいわけではありません。教会長や住み込み人等の個人の所得に関しては、世間と同様に所得に応じて所得税が生じ、その税はお与えを出す教会が源泉徴収して納税する義務があります。そのため、教会には給与の適切な処理が求められるのです。

必ず現物給与を計上する！

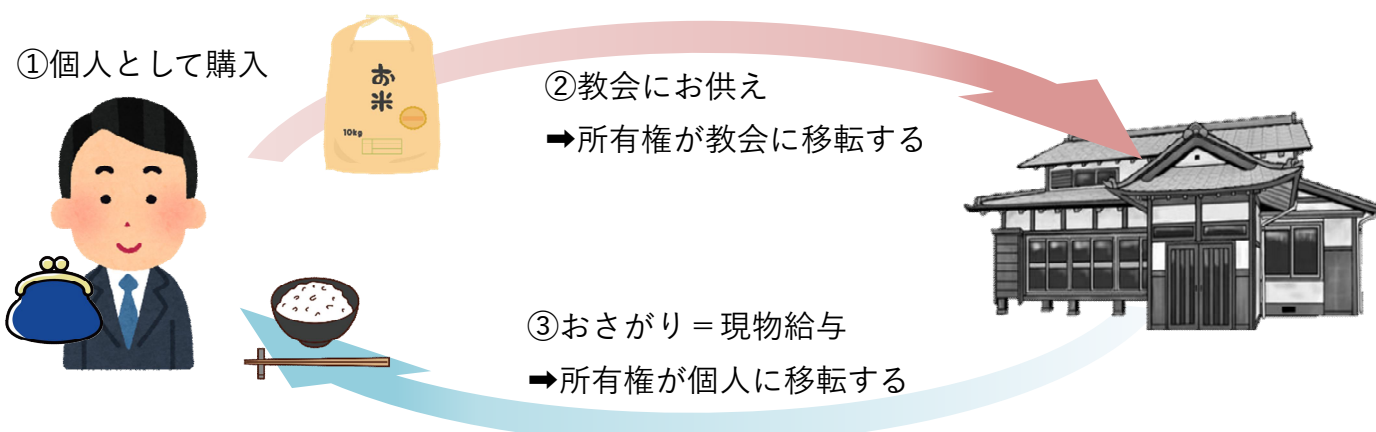
本教では『お与え』という言葉を使用しますが、社会的に見れば、これは労働の対価として支給される『給与』に該当します。給与は現金で支給されることが多いですが、それ以外で支給されることもあります。これを『現物給与』といいます。具体的には神饌物のおさがり、電気代、ガス代、水道代等の光熱費等がこれに該当します。

源泉徴収額の算定基準となる給与（給与台帳に記載するもの）は、現金給与に加えて上記のような『現物給与』を計上することが必須となります。



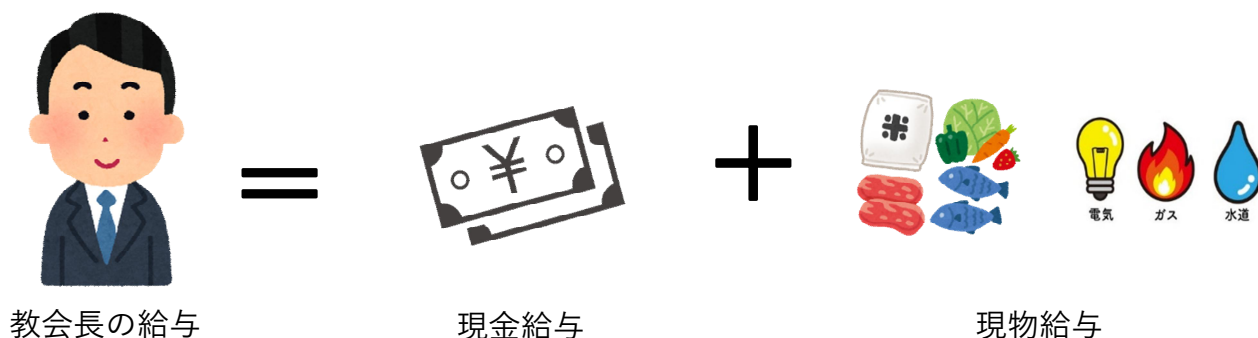
教会長家族はおさがりを頂戴して生活しているため、おさがりとなる神饌物を個人の支出で購入することもあるかもしれません。この場合、たとえ個人で購入した物でも、教会にお供えをした時点で所有権は教会に移ります。教会長家族がこの神饌物をおさがりとして食するという事は、教会に所有権が移った物を現物給与として改めて教会長に支給されるということになります。

そのため、個人で購入した神饌物であっても、現物給与に計上しなければならないのです。



この現物給与額の目安として宗教法人課では15,000円を提案しています。この金額は健康保険法による都道府県別現物給与の標準価格を参考に算出していますが、これはあくまでも目安ですので、居住人数や年齢、使用実態にあわせて加減調整してください。

なお、会計処理の簡易化のため現物給与について独自の処理をしている教区がありますので、その場合は教区の指導に従ってください。



Point 教会長が教会以外から給与を取得して生計を立てている場合

教会から現金給与をもらってなくても、現物給与は支給されているので、教会からの給与が必ず発生しています。そのため、教会長は2カ所から給与を取得することになり、確定申告が必要となります。この場合、教会からの現物給与は『従たる給与』という扱いになり、源泉徴収税額表の「乙」欄記載の税額が課されます。ただし、その金額が年収20万円を超えない場合、確定申告は原則不要とされています。

宗教法人研修会の開催スケジュール（教区）

- 埼玉教務支庁 9月1日 10:00 会計、最近の宗務行政について
- 佐賀教務支庁 10月30日 13:00 収支決算書について
- 山形教務支庁 11月3日 時間、内容未定
- 千葉教務支庁 11月29日 時間、内容未定

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合わせください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 山浦 美卯 先生 別城 尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157（担当：原田）

内線電話 5208, 5209